埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号 告 示

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年五月十一日

川越建築安全センター所長 高 橋 浩 行

			+1-2
		第一号	指定番号
	第一項第四号	建築基準法	道路の種類
	四月二十四日	平成三十年	指定の年月日
保稲荷四丁目二十八、三十三、三十四の各先部、一二十一の一部、一三十六、一三十七一二十の一部、一三十六、一三十七	前百七十七一四、一十三、一十四、一十五、久の一部、一十五、久保稲荷四丁目二十八の一部、四の一部、一四の一部、一五の一部、十三、十四	埼玉県入間市扇台三丁目千百七十七―一の一	指定に係る道路の位置
十 一 · 六		三十五・七	(単位メートル) 指定に係る
· •		六・〇	(単位メートル) 道路の幅員